

あま市成年後見制度利用支援事業実施要綱改正に向けて

1 趣旨

成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づき、成年後見等実施機関となる中核機関及び権利擁護支援センターを令和3年度から社会福祉課に設置する。

これに当たって、本人がメリットを感じる成年後見制度の利用が促進できるよう、段階的にあま市成年後見制度利用支援事業実施要綱の助成対象等を見直すとともに、適宜要綱を改正する。

2 現行制度の内容

(1) 支援内容

① 審判請求

- ・ 後見、保佐、補助開始の審判請求
- ・ 保佐人の同意を要する行為の範囲拡張の審判
- ・ 補助人の同意権付与の審判
- ・ 保佐人、補助人の代理権付与の審判

② 審判請求に要する費用（審判請求費用）

③ 成年後見人、保佐人又は補助人に対する報酬の費用の助成（後見人等報酬助成）

(2) 対象者

① 審判請求（市長申立て）

- ・ 市内に居住し、又は介護保険法その他の法令により市が援護を行っている者。
- ・ 配偶者及び2親等内の親族がない者又はこれらの親族が審判請求を行う意思のない者。  
※3親等又は4親等の親族で、審判請求を行う意思のある者があるときは、市長は審判請求を行わない。

② 審判請求費用

- ・ 市長は①により審判請求を行ったとき、審判請求費用を負担する。  
※この場合、後見人等の選任を受けた被後見人等が審判請求費用を負担する能力があると判断したときは、後見人等を通じて被後見人等の資産から当該費用の返還を求める。

③ 後見人等報酬費用

- ・ 市長申立てにより、後見等の審判を受けた被後見人等を対象とする。

- ・その上で、生活保護法に規定する被保護者及びこれに準ずる低所得者であって、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められる者であること。
- ・又は審判請求費用及び後見人等報酬費用を被後見人の属する世帯の収入及び資産から控除したときに、生活保護法による保護の基準により算定した最低生活費の額を下回る者であること。

### 3 改正ポイント

#### (1) 令和3年4月までに改正するもの

- ・ 住所地原則に改正
  - －あま市では利用支援事業を居住地原則としているが、他市町村の実施要綱の内容（状況）を鑑みて、住所地原則に改正する。
  - －今後、利用支援事業を必要とする要支援者が自治体をまたぐ（住民登録がされている自治体と援護を行っている自治体が異なる）案件も想定されるため、双方の実施要綱を基に整理できるようにする。
- ・ 市長申立てに限定しない
  - －現行制度では、審判請求費用及び後見人等報酬の助成は市長申立てに限定されている。
  - －第5回設立準備委員会での委員の意見にもあったとおり、成年後見制度の利用促進の観点から、市長申立てに限定しない。
- ・ 語句の統一

#### (2) 改正の検討を要するもの

- ・ 報酬助成対象の拡大
  - －第6条第2号では、生活保護の最低生活費の額を下回る者と規定している。より成年後見制度の利用支援又は利用促進につながるよう新たに基準を定め、制度設計する。
  - －A市やB市のような要件が理想ではあるが、まずはK市のように、収入要件や資産要件の額等の明文化を検討する。
- ・ 後見監督人への報酬助成
  - －専門職監督人が親族後見人をサポートする方法もあることから、後見監督人に対する報酬助成を規定するかどうか検討する。

成年後見制度利用支援事業の見直し検討表

自治体	人口 (R2.8.1現在)	成年後見制度利用支援事業の概要				中核機関(センター)情報				
		助成の内容・対象・要件			助成対象費用及び報酬助成額	補足	設置方法	運営方法	運営主体	中核機関
		内容	対象者	要件						
1 あま市	88,960人	・審判請求費用 ・後見人等の報酬費用	・後見人等の選任を受けた被後見人等	<p>&lt;審判請求&gt; (1) 市内に居住し、又は介護保険法その他の法令により市が援護を行っている者 (2) 配偶者及び2親等内の親族がない者又はこれらの親族が審判請求を行う意思のない者</p> <p>&lt;後見人等報酬費用の助成&gt;※市長申立てしたケースに限る (1) 生活保護の被保護者及びこれに準ずる低所得者であって、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められるもの (2) 審判請求費用及び後見人等報酬費用を被後見人の属する世帯の収入及び資産から控除したときに、生活保護法による保護の基準により算定した最低生活費の額を下回る者</p>	<p>・審判請求に要する費用 ・家庭裁判所が決定する後見人等の報酬の金額とする。ただし、被後見人が施設に入所している場合は月額18,000円、その他の場合は月額28,000円を限度とする。</p>	<p>・審判請求は3親等又は4親等の親族で、審判請求を行う意思のあるものがあるときは、市長申立てを行わない。 ・後見監督人等に対する報酬助成は規定していない。</p>	単独	直営＋委託	自治体・社協	令和3年4月1日設置予定
2 A市		・審判請求費用 ・後見人等の報酬費用 ・後見監督人等の報酬費用	・申立人 ・本人(被後見人等)	<p>ア 生活保護を受給している者 イ 中国残留邦人等支援給付を受給している者 ウ 以下の(1)から(4)のすべてに該当する者(世帯) (1) 市町村民税非課税世帯 (2) 年間収入が単身世帯で150万円(世帯員が1人増えるごとに50万円を加算)以下 (3) 預貯金等の額が単身世帯で350万円(世帯員が1人増えるごとに100万円を加算)以下 (4) 居住する家屋その他日常生活に必要な資産以外に利用し得る資産を所有していない</p>	<p>・審判に要した手数料等の費用 ・後見人等の報酬、後見監督人等の報酬(合算して月額28,000円まで) ※後見人等及び後見監督人等が親族である場合、任意後見は助成対象外</p>	<p>・被後見人等が死亡した後の報酬助成もある。 ・被後見人等の相続人及び相続財産管理人から報酬を受領することができない理由がある場合で、被後見人等が死亡日時点で、原則A市内に住所を有し、かつ左記の要件のいずれかに該当する必要がある。</p>				
3 B市		・審判請求費用 ・後見人等の報酬費用 ・後見監督人等の報酬費用	・申立人 ・後見人等が選任された被後見人等	<p>&lt;審判請求費用助成対象及び要件&gt; (1) 生活保護法による保護を受けている者 (2) 中国残留邦人等支援給付及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者 (3) B市社会福祉法人等による生計困難者等に対する利用者負担軽減制度事業実施要綱に準じて、別表に掲げる要件に該当する者 (4) その他市長が認める者 別表 1 市町村民税非課税であること。 2 年間収入が150万円以下であること。ただし被後見人または申立人が世帯の主たる生計維持者である場合は、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。 3 預貯金等の額が350万円以下であること。ただし被後見人または申立人が世帯の主たる生計維持者である場合は、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。 4 その居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用しうる資産を所有していないこと。</p> <p>&lt;後見人等報酬費用助成対象及び要件&gt; ・後見人等が選任された被後見人等のうち、原則B市に住民登録されている者又は法令等によりB市が援護の実施者である者で、上記(1)から(4)のいずれかに該当する者。</p>	<p>・審判請求費用(審判に要した費用に相当する額) ・市民後見人が後見人等に選任されている被後見人等は、後見人等又は後見監督人等ひとり当たり月額8,000円を限度とする。 ・市民後見人以外が後見人等又は後見監督人等に選任されている被後見人等のうち、第1種社会福祉事業に該当する入所又は医療機関に入院し、在宅での生活が困難な者は、後見人等又は後見監督人等ひとり当たり月額18,000円を限度とする。 ・その他の者については、月額28,000円を限度とする。</p>	<p>・審判請求費用の助成は申立人及びそのすべての世帯員全員が左記の各号のいずれかに該当する必要がある。 ・本人(被後見人等)の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹が後見人等又は後見監督人等となっている場合には、報酬助成は行わない。</p>				

成年後見制度利用支援事業の見直し検討表

自治体	人口 (R2.8.1現在)	成年後見制度利用支援事業の概要				中核機関(センター)情報				
		助成の内容・対象・要件			助成対象費用及び 報酬助成額	補足	設置 方法	運営 方法	運営 主体	中核 機関
		内容	対象者	要件						
4 C市		<ul style="list-style-type: none"> <li>・審判請求費用</li> <li>・後見人等報酬費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申立人</li> <li>・本人</li> </ul>	<p>(1) 生活保護法に規定する保護を受けている者                      (2) 中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受けている者                      (3) 別表で規定する要件全てに該当する者で、成年後見制度の利用に当たり、必要となる費用の全部又は一部について助成を受けなければ、成年後見制度の利用が困難であると市長が認めるもの                      (4) Xセンター適正運営委員会の決定において、Xセンターが後見人等又は後見監督人等となっている者であって、別表に規定する要件全てに該当しないもののうち、必要となる費用の全部又は一部について助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると市長が認めるもの</p> <p>別表                      1 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員について、申請日の属する年度(申請日の属する月が4月から6月までである場合は前年度)における地方税法の規定による市町村民税を課されない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者であること。                      2 世帯の年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。                      3 世帯の預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。                      4 世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審判請求費用助成の金額は、申立人が審判請求を行うに当たって負担した実費に相当する額とする。</li> <li>・報酬助成の金額は、報酬として家庭裁判所が決定した額を上限とし、後見人等1人につき月額28,000円を上限とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・助成の対象者は、本人がC市に住居登録があり、介護保険法の住所地特例対象被保険者及び障害者総合支援法の自立支援給付の支給決定を受けている障がい者であって、特定施設入所障害者又は継続入所障害者である者が前提となる。</li> <li>・親族後見の場合は報酬助成の対象外となる。</li> <li>・その他、未成年者の取り扱いについては、成年後見制度の利用を必要とする未成年の要支援者への支援は、必要に応じて家庭裁判所と協議の上、決定する。</li> </ul>				
5 D市										
6 E市										
7 F市										
8 G市										
9 H市		<ul style="list-style-type: none"> <li>・審判請求に要する費用</li> <li>・後見人等の報酬費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申立人</li> <li>・本人</li> </ul>	<p>(1) 生活保護法の規定による被保護世帯に属する者                      (2) 中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の受給者                      (3) 対象者の属する世帯の収入及び預貯金、債権、株式その他の金融資産の額から審判請求の申立て費用及び後見人等の開始後の報酬の額を控除した額が、当該世帯に係る生活保護法による保護の基準により算定した最低生活費を下回る世帯に属する者                      (4) 次のアからエまでのいずれにも該当する世帯に属する者                      ア 世帯員全員が市民税非課税である世帯                      イ 世帯の年間収入の合計額が、単身世帯にあつては150万円、単身世帯でない世帯にあつては150万円に世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下である世帯                      ウ 世帯の預貯金等の合計額が、単身世帯にあつては350万円、単身世帯でない世帯にあつては350万円に世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下である世帯                      エ 世帯員が居住する家屋その他の日常に必要な資産以外に利用し得る資産を所有していない世帯</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審判請求に要する費用</li> <li>・家庭裁判所が決定した後見人等の報酬額。ただし、助成の対象者の生活の場が施設の場合は月額18,000円を、在宅の場合は月額28,000円を上限とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・助成の対象者はH市に住居登録があり、介護保険法その他法令等の規定により、H市が支援、保護等を行っている者が前提となる。</li> <li>・親族後見は報酬助成の対象外となる。</li> <li>※報酬等助成は市長又は福祉事務所長の申立てあるいは前住所地で助成を受けた者が前提要件となる。</li> </ul>				

成年後見制度利用支援事業の見直し検討表

自治体	人口 (R2.8.1現在)	成年後見制度利用支援事業の概要				中核機関(センター)情報				
		助成の内容・対象・要件			助成対象費用及び報酬助成額	補足	設置方法	運営方法	運営主体	中核機関
		内容	対象者	要件						
10 I市		・審判申立てに要する費用 ・成年後見人等に対する報酬等に要する費用	・申立人 ・本人 (被後見人等)	<p>&lt;申立てに要する費用の負担に係る対象&gt;</p> <p>(1) 申立てに要する費用を市が負担しなければ、成年後見制度の利用が困難な状況にある者</p> <p>(2) 生活保護法に規定する被保護者</p> <p>(3) 申立てに要する費用を自己負担することで、生活保護法に規定する要保護者となる者</p> <p>&lt;報酬等に要する費用の助成に係る対象&gt;</p> <p>(1) 報酬等に要する費用の助成を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な状況にある者</p> <p>(2) 生活保護法に規定する被保護者</p> <p>(3) 報酬等に要する費用を自己負担することで、要保護者となる者</p>	<p>家庭裁判所が決定した報酬金額の範囲内とし、次に定める金額を上限とする。</p> <p>(1) 在宅で生活している場合 月額28,000円</p> <p>(2) 施設入所又は長期入院している場合 月額18,000円</p>	<p>・申立てに係る対象の前提は、要支援者(本人)がI市に住民登録があり、介護保険法その他法令等の規定により、I市が支援、保護等を行っている者で、4親等の親族があって申立てする者の存在が明らかであるときは、この限りでない。</p> <p>・申立ての適否等を審査するI市成年後見審判申立審査会を開催する。</p>				
11 J市		・審判申立てに要する費用 ・成年後見人等の報酬費用	・本人 ・後見人等 が選任された被後見人等	<p>&lt;申立費用の負担&gt;</p> <p>(1) 申立てに要する費用の支援を受けなければ成年後見制度の利用が困難な状況にある場合</p> <p>(2) 生活保護法の被保護者である場合</p> <p>(3) 申立てに要する費用を負担することにより、生活保護法に規定する要保護者となる場合</p> <p>&lt;成年後見人等に対する報酬等に関する支援の対象&gt;</p> <p>(1) 成年後見人等に対する報酬等に関する支援を受けなければ成年後見制度の利用が困難な状況にある場合</p> <p>(2) 生活保護法の被保護者である場合</p> <p>(3) 成年後見人等に対する報酬等を負担することにより、要保護者となる場合</p>	<p>・申立費用(審判に要した手数料等の実費)。</p> <p>・後見等の開始後に必要な成年後見人等に対する報酬等の実費の範囲内とし、予算に定める額を限度とする。</p> <p>(要綱には具体的な金額の記載無し)</p>	<p>・報酬等支援の対象となる前提は、J市に住民登録があって、介護保険法その他法令等の規定により、J市が支援、保護等を行っている者となる。</p> <p>・報酬助成額は家庭裁判所が決定した報酬額を全額助成している。</p>				
12 K市		・市長申立て費用及び審判申立ての経費の全部又は一部 ・成年後見等の業務に対する報酬経費の全部又は一部	・本人 ・後見人等 が選任された被後見人等	<p>&lt;住所要件&gt;</p> <p>以下の(1)から(4)のいずれかを満たす者。ただし、K市以外の区市町村長の申立てにより被後見人等となった者を除く。</p> <p>(1) K市に居住し、かつ、K市の住民基本台帳に登録されている者</p> <p>(2) 生活保護法による被保護者</p> <p>(3) 中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の受給者</p> <p>(4) K市の援護により他市の住所地特例施設に入居等している者</p> <p>&lt;資産要件&gt;</p> <p>以下の(1)から(3)の全てを満たす者</p> <p>(1) 申請時において賦課決定している最新の年度の住民税が世帯全員非課税である者</p> <p>(2) 本人を含む世帯全員の預貯金等の額が単身世帯の場合は50万円以下、単身世帯の場合は100万円以下である者</p> <p>(3) 居住する家屋以外に、資金化して報酬の支払に充てることができる本人の適当な資産(生命保険又は傷害保険等を除く)がない者</p> <p>(注) 動産及び不動産は生活保護受給判断基準と同じ。</p>	<p>・申立費用(審判に要した手数料等の実費)</p> <p>・後見人等に対する報酬は家庭裁判所の報酬付与の審判によって決定された報酬額とし、月を単位に算定を行い、上限は次に掲げる額とする。ただし、同一の月に施設入所期間とその他の期間が混在する場合は、それぞれの期間の日数をもって按分するものとし、小数点以下の端数を切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 施設に入所している者に対する報酬の上限額 月額18,000円</p> <p>(2) その他の者に対する報酬の上限額 月額28,000円</p>	<p>・本人が死亡した後の報酬については、遺留試算で不足する金額に限り、助成する。</p>				

○あま市成年後見制度利用支援事業実施要綱

平成22年3月22日

告示第33号

改正 平成25年2月26日告示第24号

平成28年3月25日告示第39号

平成28年7月1日告示第109号

(趣旨)

第1条 この要綱は、事理弁識能力が十分でない高齢者、知的障がい者及び精神障がい者(以下「要支援者」という。)に対し、民法(明治29年法律第89号)で定める成年後見制度の利用を支援することにより、要支援者の権利を擁護し、安定した日常生活の実現を図ることを目的として実施するあま市成年後見制度利用支援事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支援の内容)

第2条 支援の内容は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる審判の請求(以下「審判請求」という。)

ア 後見開始の審判(民法第7条)

イ 保佐開始の審判(民法第11条)

ウ 保佐人の同意を要する行為の範囲拡張の審判(民法第13条第2項)

エ 補助開始の審判(民法第15条第1項)

オ 補助人の同意権付与の審判(民法第17条第1項)

カ 保佐人の代理権付与の審判(民法第876条の4第1項)

キ 補助人の代理権付与の審判(民法第876条の9第1項)

(2) 審判請求に要する費用(以下「審判請求費用」という。)の負担

(3) 成年後見人、保佐人又は補助人(以下「後見人等」という。)に対する報酬の費用(以下「後見人等報酬費用」という。)の助成

(審判請求の対象者)

第3条 市長は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第32条、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第51条の11の2の規定に基づき、次の各号のいずれにも該当する要支援者について審判請求を行うものとする。

(1) 市内に居住し、又は介護保険法(平成9年法律第123号)その他の法令により市が援

護を行っている者

- (2) 配偶者及び2親等内の親族がない者又はこれらの親族が審判請求を行う意思のない者

2 前項の規定にかかわらず、3親等又は4親等の親族で、審判請求を行う意思のあるものがあるときは、市長は、審判請求を行わないものとする。

(審判請求の費用負担)

第4条 市長は、前条第1項の規定により審判請求を行ったときは、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第1項の規定により、審判請求費用を負担するものとする。

(審判費用の求償)

第5条 市長は、第3条第1項の規定による審判請求に基づき後見人等の選任を受けた者（以下「被後見人等」という。）が市の負担した審判請求費用を負担する能力があると判断したときは、後見人等を通じて被後見人等の資産から当該費用の返還を求めることができる。

2 市長は、前項に規定する審判請求費用の返還請求に関し、その求償権を得るため、審判請求と同時に、家事事件手続法第28条第2項に基づき審判請求費用の負担を命ずることを求める申立てを家庭裁判所に対して行うものとする。

(後見人等報酬費用の助成対象者)

第6条 後見人等報酬費用の助成の対象者は、被後見人等のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者及びこれに準ずる低所得者であって、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められるもの
- (2) 審判請求費用及び後見人等報酬費用を被後見人の属する世帯の収入及び資産から控除したときに、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）により算定した最低生活費の額を下回る者

(後見人等報酬費用の助成の申請)

第7条 後見人等報酬費用の助成を受けようとする被後見人は、後見人等をして、後見人等報酬費用助成申請書（様式第1号）及び次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 家庭裁判所が発行する後見等報酬付与の審判書謄本の写し
- (2) 後見等事務報告書の写し
- (3) 財産目録書等の写し

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、その適否を後見人等報酬費用

助成（決定・却下）通知書（様式第2号）により当該後見人等に通知するものとする。

（助成金の交付）

第8条 市長は、前条第2項の規定により後見人等報酬費用の助成の決定通知を受けた後見人等からの請求に基づき、後見人等報酬費用助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとする。

（助成金の額）

第9条 助成金の額は、家庭裁判所が決定する後見人等の報酬の金額とする。ただし、被後見人が施設に入所している場合は月額1万8,000円を、その他の場合は月額2万8,000円を限度とする。

（後見人等の届出義務）

第10条 後見人等は、被後見人等について次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき。
- (2) 第2条に規定する支援を要しなくなったとき。
- (3) 世帯の状況に変更があったとき。

（後見人等報酬費用の助成の廃止）

第11条 市長は、被後見人等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、後見人等報酬費用の助成を廃止するものとする。

- (1) 第3条第1項又は第6条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 転居等により市内に居住しなくなったとき。ただし、介護保険法及びその他の法令の規定により市が援助を行っている場合を除く。

（助成金の返還）

第12条 市長は、不正な手段により助成金の交付を受けた者があるときは、その者から交付した助成金を返還させることができる。

2 市長は、被後見人等が死亡した時において、相続財産があることが判明したときは、相続人に対して、その相続財産の範囲内で、交付した助成金の返還を請求することができる。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成22年3月22日から施行する。



(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の美和町成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成19年美和町訓令第36号）又は甚目寺町成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成20年甚目寺町要綱第29号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成25年告示第24号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成28年告示第39号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年告示第109号）

この告示は、公示の日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

後見人等報酬費用助成申請書

年 月 日

あま市長 様

(後見人等)

住 所

氏 名

電 話



次のとおり、後見人等報酬費用の助成を申請します。

1 被後見人等

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日

2 申請理由

3 後見等の内容

4 添付書類

- (1) 後見等報酬付与の審判書謄本の写し
- (2) 後見等事務報告書の写し
- (3) 財産目録書等の写し

様式第2号(第7条関係)

後見人等報酬費用助成(決定・却下)通知書

年 月 日

様

あま市長

印

年 月 日付けで申請のありました後見人等報酬費用の助成につきましては、次のとおり決定・却下します。

1 被後見人等

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日

2 後見人等報酬費用助成額等

助 成 月 額	円
助 成 開 始 年 月	年 月

3 却下理由

--

(教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、あま市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、あま市を被告として(訴訟においてあま市を代表する者はあま市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。